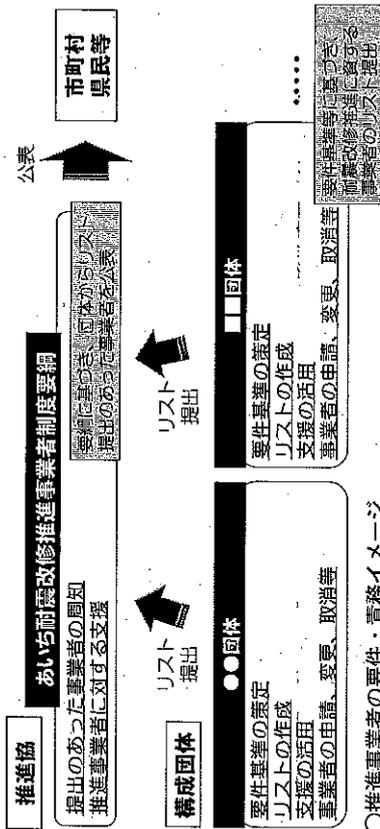


あいち耐震改修推進事業者制度について

○制度の流れ

愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、推進協）の各構成団体が、耐震改修推進の趣旨に合致する事業者のリストを作成し、推進協に提出する。推進協は、団体からのリストに掲載された事業者をあいち耐震改修推進事業者（以下、推進事業者）として周知・支援するものとし、そのリストをホームページや市町村窓口で公開するとともに、当該推進事業者に対し、耐震改修推進を支援するツールの提供等を行う。

○制度イメージ



○推進事業者の要件・義務イメージ

- 推進事業者の要件
 - (1) 耐震改修事業に意欲的であること。
 - (2) 耐震改修事業に係る知識を有し、継続的に技術の研鑽に努めていること。
 - (3) 施工者にとっては、推進事業者である設計者と連携し、耐震改修事業を進められること。
 - (4) 設計者にとっては、木造住宅耐震診断員が所属する建築士事務所で建築士法第23条の規定により、建築士事務所として登録を受けていること。
- 推進事業者の義務
 - (1) 推進事業者は、旧基準木造住宅の耐震改修の推進に努めるものとする。
 - (2) 推進事業者は、推進事業者として行う業務上知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
 - (3) 推進事業者は、推進事業者であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行するものとする。
 - (4) 推進事業者は、3年に1回、推進協議会が実施する耐震改修推進講習会を受講する。

○名簿イメージ

事業者名	代表者	担当者	住所	電話番号 FAX番号	E-mail	ホームページ	設計・施工	主な 営業 エリア	運務事業者 (事務所名)	補助耐震 改修実績	安加工法 対応	特設分野 パブリック 空間 施設 工業 施設 その他	コメント	耐震改修に係る 講習会受講履歴	その他	その他住所
●●ハウジング	●●部	●●部	日進市 ●●三丁目●●番地	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	●●●●●●●●@●●●● ●●●●●●●●@●●●●	http://●●●●●●●●.com	設計・施工	尾張		10件 (H29, 3件)	○	○	*****	H30 H29 H30		AP0法人●●●● H27補助コンベン入賞
▲▲工務店	▲▲課	▲▲課	名古屋市中村区 ▲▲通▲▲●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	●●●●●●●●@●●●● ●●●●●●●●@●●●●	http://●●●●●●●●.net	施工	東全域		3件 (H29, 1件)		○	*****	H30		

○「あいち耐震改修推進事業者」制度要綱 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）において、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を促進することを目的とし、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者を広く一般に周知し、支援するために必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震改修における設計者又は耐震改修の工事を行う施工者をいう。
- (2) 構成団体とは、推進協議会の会員（地方公共団体を除く）をいう。

(構成団体によるリストの作成)

第3条 構成団体は、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の要件基準を策定し、その要件基準に合致する事業者（以下、「耐震改修推進事業者」という。）を取りまとめ、リストを作成する。

(推進協議会による周知等)

第4条 推進協議会は、前条により構成団体が作成したリストの提供を受け、当該リストを「あいち耐震改修推進事業者」として、ホームページに掲載するとともに、これを市町村へ送付し、市町村は、耐震改修に関する相談等の機会を捉え、一般県民への積極的な周知を図るものとする。

2 「あいち耐震改修推進事業者」のリストの有効期限は、構成団体が推進協議会に提供した後1年以内とする。

(推進協議会による支援)

第5条 推進協議会は、別に定める耐震改修推進を支援するツールを構成団体に提供するものとし、構成団体は、提供されたツールを耐震改修推進事業者者に使用させることができる。

(事業者リストの管理)

第6条 構成団体は、耐震改修推進事業者のリストについて、適切に更新等を行うとともに、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更したリストを推進協議会に提供するものとする。

(協議)

第7条 本要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定めるものとする。

確認申請のその前に…

日進市からのお知らせ



建築確認等の申請・届出を申請する前に、日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続が必要です。

ニッシー

※事業計画によって手続に要する期間が異なります。(裏面記載)
余裕をもった工程の検討をお願いします。

くわしくはWEBで

日進市開発等事業に関する手続条例

検索

【お問い合わせ】

日進市 建設経済部 建築課

電話 0561-73-2049

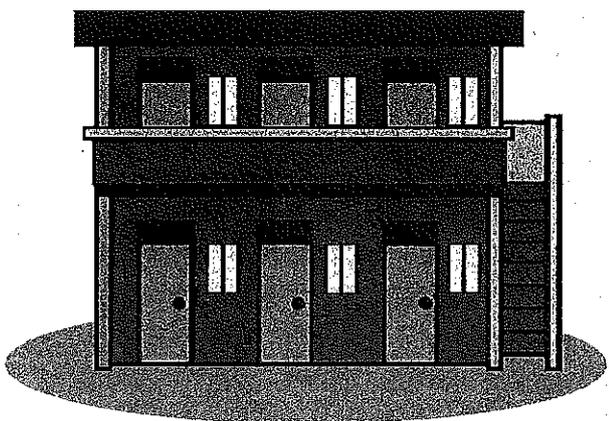
メール kenchiku@city.nisshin.lg.jp

条例手続に要する期間



戸建て住宅

＝約1週間



集合住宅

3戸以上

＝1.5～2ヶ月

2戸＝約1週間



店舗・事務所など

100㎡超

＝1.5～2ヶ月

100㎡以下＝約1週間

「日進市開発等事業に関する手続条例」について

日進市内において、以下の事業を実施する場合は、関係する法的手続(都市計画法上の開発・建築許可や建築基準法の建築確認申請、宅地造成等規制法に基づく宅造許可申請など)を開始する前にそれぞれ条例に定める手続を必ず行つてください。手続の詳細につきましては、表の担当課にご確認願います。

事業の種類	事業の規模	開発等事業の分類	担当課
宅地開発	区域面積 500 m ² 以上(単に区画割りする場合も含む) 区域面積 500 m ² 未満(単に区画割りする場合も含む)	特定 小規模	建築課
土地の用途又は 区画形質の変更	駐車場・資材置場等の設置、水面の埋立て、 土砂の採取、農地の改良、木竹の伐採 その他土地の造成(区域面積 500 m ² 以上又は 埋立て等に係る土砂の容積が 500 m ³ 以上)	特定	市街化 区域 建築課 市街化 調整区域 産業振興課
※ 事業内容によっては「日進市土砂 の採取及び埋立てに関する条例」の 手続が必要です。	墓地の造成(区域面積 500 m ² 以上)	特定	環境課
事務所・店舗・診療所・工場・ 倉庫等非住居用途の建築	居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 超 居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 以下	特定 小規模	
集合住宅の建築	3 戸以上	特定	建築課
	2 戸	小規模	
戸建て住宅の建築	敷地面積を問わず	小規模	

【お問い合わせ】 建築課(北庁舎 1 階) 電話：0561-73-2049
産業振興課(北庁舎 2 階) 電話：0561-73-2197
環境課(本庁舎 2 階) 電話：0561-73-2843

あなたの看板は安全ですか？

愛知県屋外広告物条例を改正しました!!

- 安全点検が義務化されました。
- 点検を行い安全管理に努めましょう。



屋外広告物(看板)の設置にあたっては
屋外広告物条例(ルール)
を守る必要があります。

落下しそう!

業店舗の飲食・ゆるみ

● ■ 商事

傾いている!

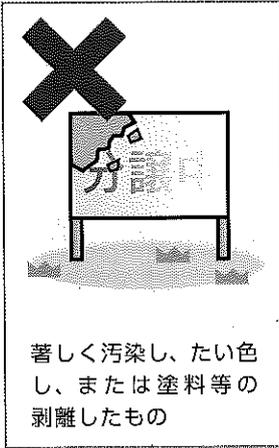
24h

支柱のサビ・劣化等



CONVENIENCE STORE

3 設置できない屋外広告物があります。(禁止広告物)



著しく汚染し、たい色し、または塗料等の剥離したもの



著しく破損し、又は老朽したもの



倒壊または落下のおそれのあるもの



交通の安全を阻害するおそれのあるもの

4 屋外広告物の設置に許可が必要な地域があります。(許可地域)

許可地域等で屋外広告物を設置する場合は、許可の基準に適合した屋外広告物の設置許可を市町村長から受ける必要があります。詳細については、市町村の屋外広告物担当にお問い合わせください。

屋外広告物の計画と設置までの手続き

屋外広告物を設置するまでの手続き



事前に市町村の屋外広告物担当に相談してください。なお、屋外広告物条例に基づく設置許可以外に建築確認、道路占用許可等が必要な場合があります。

屋外広告物の設置を業者に依頼する際は必ず、屋外広告業の登録業者へ依頼しましょう。

屋外広告物は許可の更新や安全点検を行い、適切な維持管理をしましょう。

屋外広告物条例では屋外広告物の表示者・設置者又は管理者に管理義務が課せられています。

屋外広告業を営むには登録が必要です。



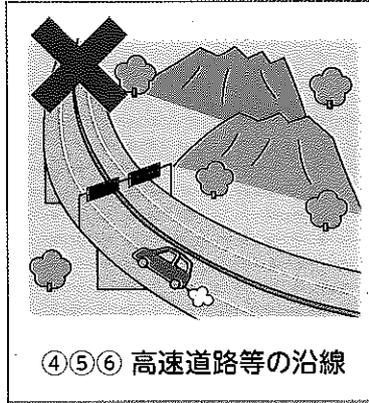


屋外広告物の規制(ルール)を知っていますか？

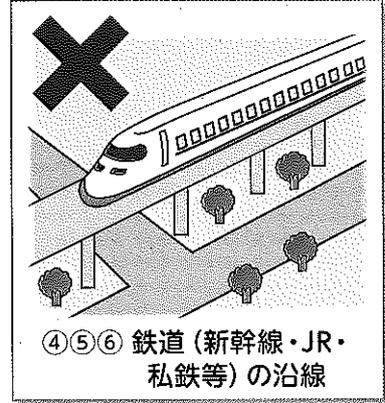
1 屋外広告物を設置できない地域があります。(禁止地域)



① 低層住居専用地域



④⑤⑥ 高速道路等の沿線

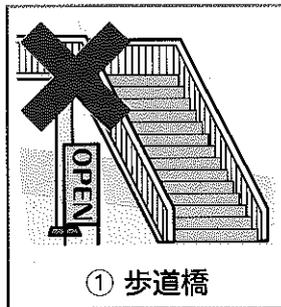


④⑤⑥ 鉄道(新幹線・JR・私鉄等)の沿線

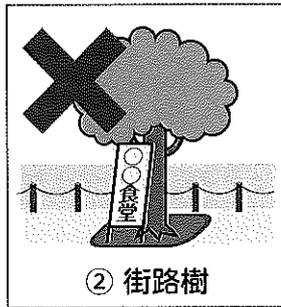
- ① 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
- ② 指定文化財の周囲50m以内の地域
- ③ 風致保安林、原生自然環境保全地域等
- ④ 高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区間

- ⑤ 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
- ⑥ 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
- ⑦ 都市公園の区域、知事が指定する公共空地
- ⑧ 官公署、学校、図書館、博物館等の敷地
- ⑨ 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

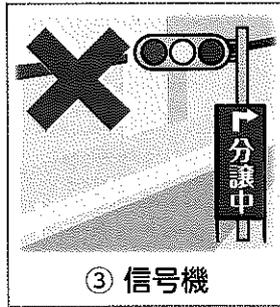
2 屋外広告物を設置できない物件があります。(禁止物件)



① 歩道橋



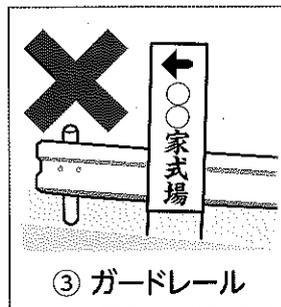
② 街路樹



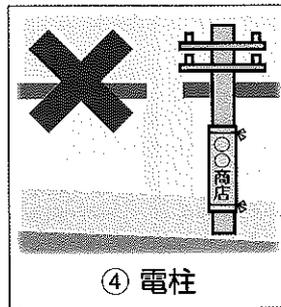
③ 信号機



③ 道路標識



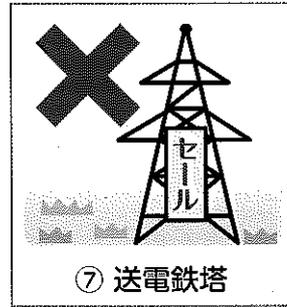
③ ガードレール



④ 電柱



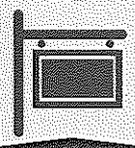
⑥ 郵便ポスト



⑦ 送電鉄塔

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- ② 街路樹、路傍樹
- ③ 信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの
- ④ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
(表示できる場合があります)
- ⑤ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら

- ⑥ 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- ⑦ 送電鉄塔及び送受信塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木

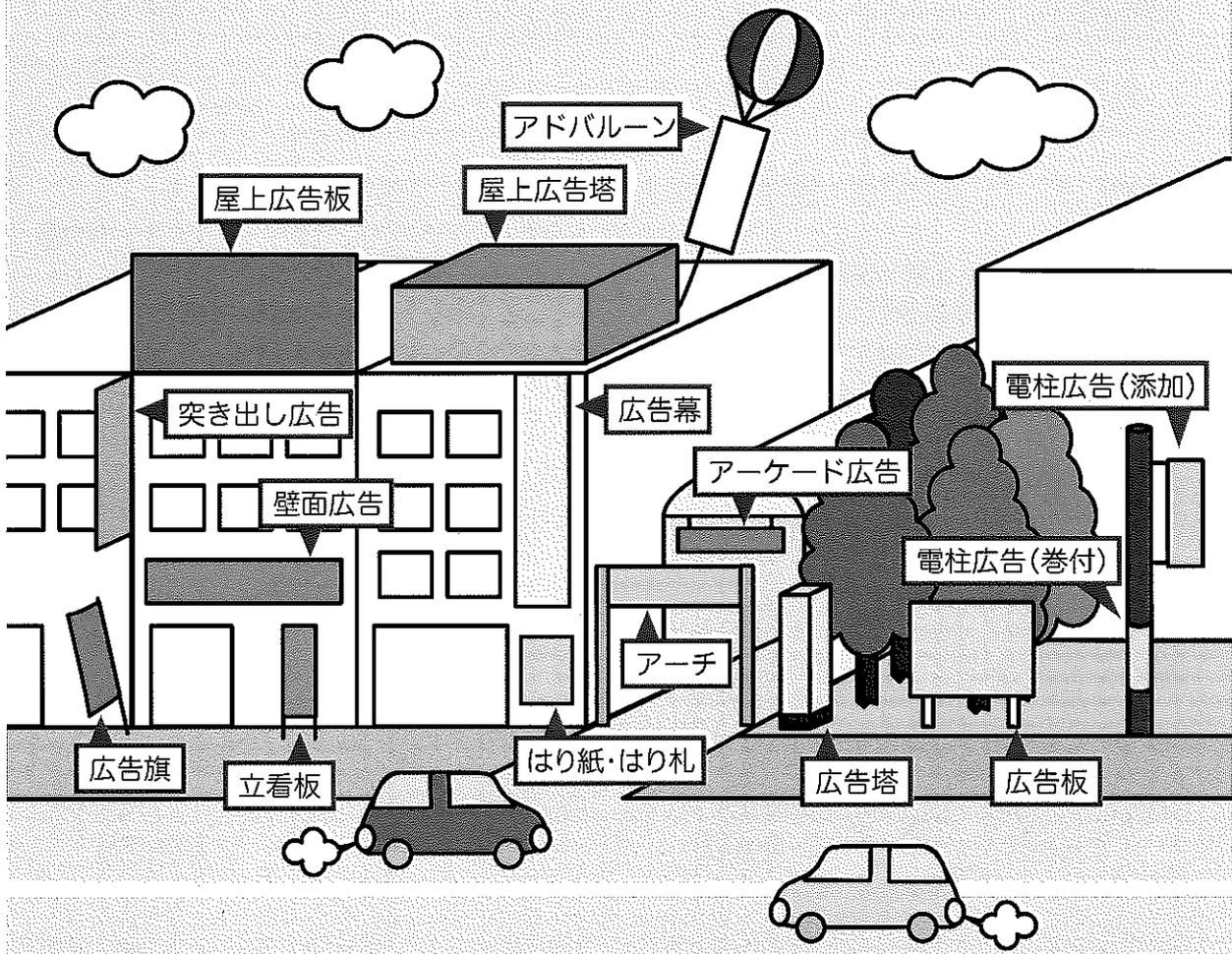


屋外広告物の定義を知っていますか？

屋外 広告物 とは？

- ① 常時（※1）又は一定の期間継続（※2）して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたもの、またこれらに類するもの

（※1）土地や工作物などに定着している状態を意味します。（※2）5日を超えて継続している状態を意味します。



商業広告物だけでなく、非営利的なものであっても、表示内容にかかわらず、屋外広告物となります。

屋外広告物の役割

- 日常生活に必要な情報の提供。
- 街に生き生きとした表情をもたらし、活気づける。

ルールがないと どうなる？

- 無秩序に設置されると景観が損なわれる。
- 適正な管理がされないと、老朽化などによる落下・倒壊等の危険性がある。

防止

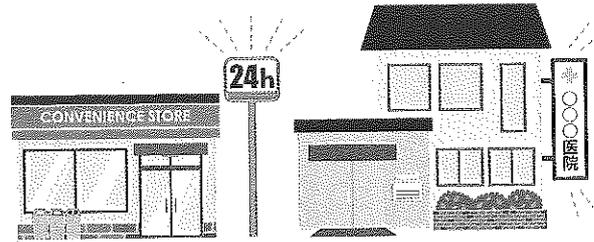
愛知県屋外広告物条例により、表示の仕方や場所などにルールを定めています。

愛知県屋外広告物条例は、愛知県内の市町村（政令市・中核市を除く）に適用されます。



屋外広告物は安全点検が必要なることを知っていますか？

屋外広告物（看板）は、企業や店舗のシンボル（顔）です。看板の落下や倒壊により深刻な事故を引き起こせば、お店の信用が失墜します。看板は定期的に点検及び補修を行い安全管理に努めることが必要です。



愛知県では、屋外広告物の安全性を確保するために平成 29 年度に愛知県屋外広告物条例及び愛知県屋外広告物条例施行規則を改正しました。主な改正内容は以下のとおりです。

① 安全点検の義務化

（平成 30 年 7 月 1 日施行）

屋外広告物を表示・設置又は管理している方は、当該屋外広告物の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。（一部の簡易な屋外広告物は除かれます。）

② 許可を受けている屋外広告物の許可更新時に提出する点検報告書の様式改正

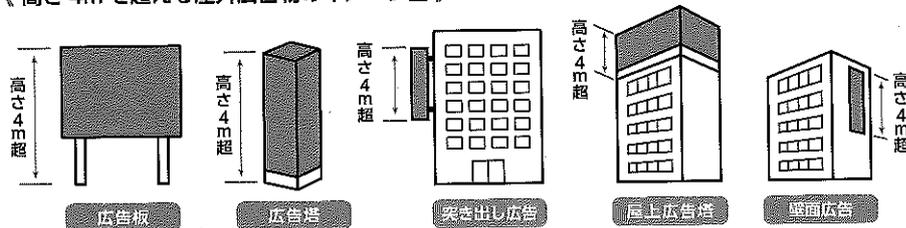
（平成 30 年 7 月 1 日施行）

③ 高さが 4m を超える屋外広告物は有資格者による安全点検の義務化

（平成 33 年 7 月 1 日施行）

屋外広告物が高さ4mを超える場合は、有資格者に点検をさせなければならない。

〈高さ 4m を超える屋外広告物のイメージ図〉



有資格者とは？

- 屋外広告士
- 一級建築士及び二級建築士
- 特定建築物調査員
- その他屋外広告士と同等以上の知識を有する者として知事が定める者

有資格者による点検を行った場合は、点検者の資格を証する書面を添付しなければならない。

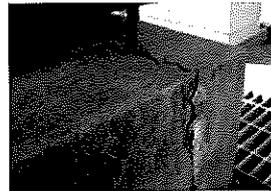
屋外広告物の安全点検については、必ず屋外広告物を設置している市町村に適用される屋外広告物条例等に従って下さい。

屋外広告物の主な点検ポイント

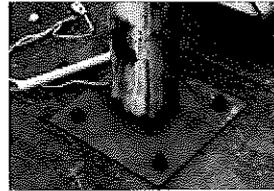
基礎部・ 上部構造の 点検ポイント



上部構造全体の傾斜、
ぐらつき



基礎のクラック、支柱と根巻
きとの隙間、支柱のぐらつき



鉄骨のさび・
塗装の老朽化

支持部の 点検 ポイント



鉄骨接合部（溶接部・プレート）の
腐食、変形、隙間

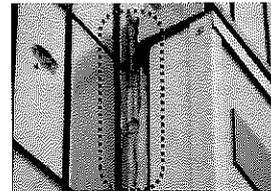


鉄骨接合部（ボルト、ナット、
ビス）のゆるみ、欠落

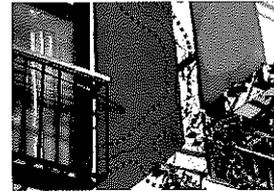
取付部の 点検 ポイント



アンカーボルト・取付部ブ
レートの腐食、変形

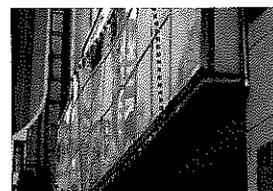


溶接部の劣化、コーキングの
劣化等



取付対象部（柱・壁・スラブ）・
取付部周辺の異常

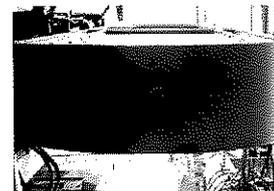
広告板・文字 の点検 ポイント



表示面板・切り文字等の腐食、
破損、変形、ビス等の欠落



側板、表示面板押さえの腐食、
破損、ねじれ、変形、欠損

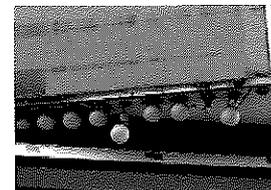


広告板底部の腐食、
水抜き孔の詰まり

照明装置の 点検 ポイント



照明装置の不点灯、不発光

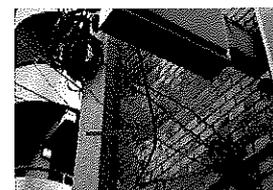


照明装置の取付部の破損、
変形、さび、漏水



周辺機器（※）の劣化、破損
※分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等

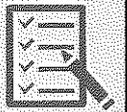
その他の 点検 ポイント



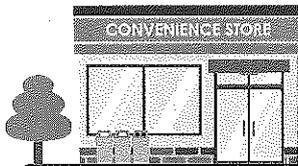
付属部材（※）の腐食、破損
※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品



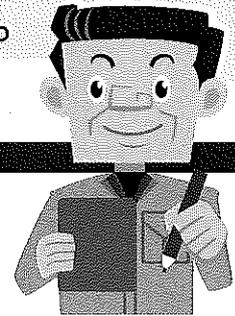
避雷針の腐食・損傷



あなたが行うことは？



まずは、日常点検をしましょう。



看板所有者の日常点検項目（基本的に目視点検で結構です）

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビがでていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	<input type="checkbox"/>
02	看板が傾いていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	<input type="checkbox"/>
03	ブラケット部よりサビがでていませんか	袖看板	<input type="checkbox"/>
04	看板は壁から垂直についていますか	袖看板	<input type="checkbox"/>
05	アクリル板にヒビが入っていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
07	パネル（表示面）ががたついていませんか	野立看板・壁面看板	<input type="checkbox"/>
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

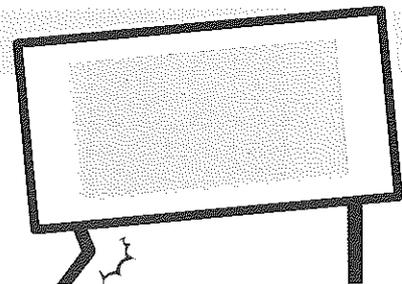
※震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

出典：オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック 屋外広告物適正化推進委員会



危険なサインを見つけたら

屋外広告物の専門家に詳細な点検や補修等を依頼しましょう。
早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処理で済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかることもあります。また、落下や倒壊すれば大きな事故にもつながります。



愛知県では屋外広告物の安全点検やその他の規制内容について、建設部公園緑地課のwebページに掲載をしています。アドレスは <http://www.pref.aichi.jp/koen/>

安全点検の内容についてのお問合せはこちら

愛知県 建設部 公園緑地課 景観グループ

TEL : 052-954-6612 / FAX : 052-953-5329 / Mail : koen@pref.aichi.lg.jp



平成30年度 防災人材育成研修

防災・減災カレッジ

～地域協働による

“ひと・まち・みらい”

の創造～



あいち防災キャラクター
防災けマスコット

市民、企業、行政の皆様、
是非ご受講ください。

主催：あいち防災協働社会推進協議会、あいち・なごや強靱化共創センター
共催：愛知県、名古屋市、国立大学法人名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、一般社団法人中部経済連合会、
防災のための愛知県ボランティア連絡会、なごや災害ボランティア連絡会
協力：豊田市

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、行政、事業者団体、地域団体、ボランティア団体等で構成するあいち防災協働社会推進協議会及びあいち・なごや強靱化共創センター*が、名古屋大学、防災のための愛知県ボランティア連絡会及びなごや災害ボランティア連絡会等と連携し、防災人材育成研修「防災・減災カレッジ」を開催します。市民、企業、行政の皆様、是非、御参加ください。



*あいち・なごや強靱化共創センター
愛知県、名古屋市、名古屋大学が、産業界と共に、大規模災害発生時においても、愛知・名古屋を中核とした中部圏の社会・経済活動が維持されるための研究開発や事業を、産学官が戦略的に推進するため、平成29年6月に設立。平成30年度から新たに「防災・減災カレッジ」の主催者として参画。

募集期間

5月14日月

6月11日月

後期に実施する研修（防災基礎研修C、D、後期各コース等）において、定員を満たしていない場合は、追加募集します。追加募集については、あいち・なごや強靱化共創センターWebページ（<http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso>）にて7月頃にお知らせします。
●追加募集期間：8月6日（月）～9月3日（月）

【開催時期】平成30年6月28日（木）～平成31年1月26日（土）

【会場】名古屋大学、豊田市福祉センター、愛知県西三河総合庁舎

【主な受講料】防災基礎研修（1日）：1,000円、防災基礎研修（1日）+各コース（2日）：3,000円

※防災基礎研修（1日）は受講が必須です。各コース（各2日）、選択講座（各1日）及び防災・減災ツアー（各1日）の受講は任意（複数選択可）です。詳しくは裏面をご覧ください。

※平成30年度から企業防災コースのうちBCP策定中・策定済企業向けの講座は、あいち・なごや強靱化共創センターが別途開催する予定です。詳細については別にお知らせします。

【申込みから受講開始まで】

- ①Web上の所定のページ（<http://www.bosai-gensai-college.com/>）又は右のQRコードより入力画面に進んでお申し込みいただくか、裏面の受講申込書にご記入の上、FAX（052-321-0220）でお申し込み下さい。先着順に受け付けます。定員に達した場合には、お断りさせていただくこともございますので、ご了承ください。
- ②受付後、あいち・なごや強靱化共創センターから受講希望者のご自宅宛てに納入依頼書を郵送します。指定された支払期限までに、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局又はコンビニエンスストアで受講料をお支払いください。なお、お支払いいただいた受講料に係る払込受領書（領収書）を研修当日ご持参ください。
- ③講義資料は研修当日にお渡しします。



申込み画面へ

【資格認証】

- ①防災・減災カレッジ防災リーダー証：「防災基礎研修」+「地域防災コース」+「啓発指導講座」の修了者
- ②防災・減災カレッジ防災ボランティアコーディネーター証：「防災基礎研修」+「防災VCoコース」の修了者
- ③防災・減災カレッジまちづくりアドバイザー証：「防災基礎研修」+「地域防災コース」の修了者

【防災士資格取得について】

以下の①～③の条件を全て満たした方は、防災士資格取得試験の受験資格が得られます。

①市民防災コースを修了すること（必須）

②次のいずれかのコースを1つ修了すること

企業防災コース、防災行政コース、地域防災コース、防災VCoコース

③防災士教本に基づく所定のレポートを提出すること。

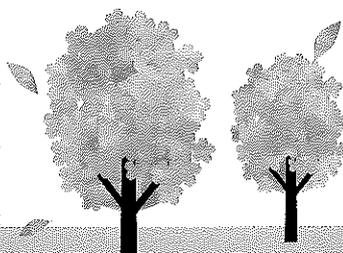
※別途、教本代、試験受験料が必要です。

※合格後の認証登録時には、普通救命講習の修了証と認証登録料が必要です（修了されていない方は、救命救急講座をご受講ください。）。

※平成24年度～29年度開催の防災・減災カレッジで受講したコースと本年度受講コースを合わせて上記の内容を満たしていれば、受験資格は得られます。

※防災士資格取得試験は平成31年2月10日（日）に実施予定です。詳細については別にお知らせします。

防災士資格取得試験の
受験資格も取れるよ！



防災基礎研修

名古屋会場 **A** 6月28日(木)：名古屋大学 豊田講堂 **500名**
C 9月23日(日)：名古屋大学 IB電子情報館 **300名**

9:00～9:10	開校式	あいさつ・オリエンテーション
9:15～10:25	防災概論	名古屋大学 減災連携研究センター センター長・教授 福和 伸夫
10:35～11:45	自然災害概論	名古屋大学大学院 環境学研究所教授 山岡 耕春
12:45～13:55	防災ボランティア概論	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 代表理事 栗田 暢之
14:05～15:15	防災行政概論	愛知県 防災局防災危機管理課長 勝股 卓生
15:25～16:35	企業防災概論	一般社団法人 日本損害保険協会中部支部 6/28 MSSAD インターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント 第二グループコンサルタント 中島 翼 9/23 未定

三河会場 **B** 7月7日(土)：豊田市福祉センター **400名**
D 10月3日(水)：西三河総合庁舎 大会議室 **250名**

9:00～9:10	開校式	あいさつ・オリエンテーション
9:15～10:25	防災概論	名古屋大学 減災連携研究センター教授 武村 雅之
10:35～11:45	自然災害概論	名古屋大学 減災連携研究センター教授 鷺谷 威
12:45～13:55	防災ボランティア概論	災害ボランティアコーディネーターなごや 代表 高崎 賢一
14:05～15:15	防災行政概論	愛知県 防災局防災危機管理課主幹 岡田 晴道
15:25～16:35	企業防災概論	一般社団法人 日本損害保険協会中部支部 7/7 未定 10/3 SOMPOリスクアマネジメント(株) リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部長 篠目 貴大

選択講座

啓発指導講座 **前期** 9月12日(水)：名古屋大学 減災館 **各期 40名**
後期 1月26日(土)：名古屋大学 減災館

9:30～10:30	先進事例紹介	特定非営利活動法人 災害ボランティア ネットワーク鈴鹿理事長 南部 美智代
10:40～12:50	ファシリテーター養成	パブリック・ハーツ(株) 代表取締役 水谷 香織
13:40～14:40	学校における防災教育	愛知県 教育委員会保健体育スポーツ課健康学習室 前期 主査 鈴木 照 後期 指導主事 浮邊 正夫
14:50～15:50	室内の地震対策	たくみ設計室 鈴木 啓之
16:00～17:00	身近なものでできる応急手当等	あいち防災リーダー会 啓発本部長 早川 澄男

メディア講座 1月12日(土)：名古屋大学 減災館 **50名**

9:30～10:30	災害取材の基本	名古屋大学 減災連携研究センター 客員教授 隈本 邦彦
10:40～11:40	災害報道でよくある失敗	
11:50～12:50	現役新聞記者の経験から	中日新聞編集局社会部防災担当 廣瀬 和実
13:40～14:40	テレビデスクの経験から	中京テレビ放送(株) 高橋 宏明
14:50～15:50	報道のために必要な地震・津波の基礎知識	名古屋大学 減災連携研究センター 客員教授 隈本 邦彦
16:00～17:00	質疑応答・討論	上記、メディア講座講師陣

救命救急講座 **前期** 10月6日(土)：名古屋大学 減災館 **各期 30名**
後期 1月25日(金)：名古屋大学 減災館

9:30～12:30	救命救急講座	名古屋市消防局
------------	--------	---------

市民防災コース

前期 7月21日(日)
後期 10月27日(日)

9:30～10:50
11:00～12:10
13:10～14:20
14:30～15:40
15:50～17:00

各期 **80名**

企業防災コース

前期 8月24日(日)
後期 11月9日(日)
 (BCP未策定企業向け)

9:30～10:00
10:10～17:00

各期 **60名**

防災行政コース

前期 7月13日(日)
後期 12月7日(日)

9:30～10:30
10:40～11:30
11:40～12:40
13:30～14:20
14:30～15:20
15:30～17:00

各期 **50名**

合同 地域防災コース

前期 8月24日(日)
後期 12月7日(日)

9:30～
10:40～
11:50～
13:40～
14:50～

各期 **50名** 各期 **30名**

防災・減災ツアール

三の丸

14:00～17:00

各期 **40名**

※各コース、講座の終了後に修了証を授与いたします。
 ※敬称略 ※講師等は急遽変更する場合がございます。

土)：名古屋大学 減災館 → 7月28日(土)：名古屋大学 減災館
 (土)：名古屋大学 減災館 → 11月10日(土)：名古屋大学 減災館

地震と火山	名古屋大学大学院 環境学研究所准教授	山中 佳子	9:30 ~ 10:30	前期 住まいの安全と防災まちづくり 後期 災害医療	名古屋大学 減災連携研究センター准教授 平山 修久 名古屋第二赤十字病院 救急科部長 稲田 眞治
地形と活断層	名古屋大学 減災連携研究センター教授	鈴木 康弘	10:40 ~ 11:40	災害情報	名古屋大学 災害対策室教授 飛田 潤
地震動と液状化	名古屋大学 減災連携研究センター 副センター長・教授	野田 利弘	11:50 ~ 12:50	建築物の耐震化	名古屋大学 減災連携研究センター 特任教授 護 雅史
水害と避難	名古屋大学 減災連携研究センター 副センター長・特任教授	田代 喬	13:40 ~ 14:40	津波と高潮	名古屋大学大学院 工学研究科教授 水谷 法美
心のケア	名古屋大学大学院 教育発達科学研究所 准教授	狐塚 貴博	14:50 ~ 15:50	前期 災害医療 後期 住まいの安全と防災まちづくり	名古屋第二赤十字病院 救急科部長 稲田 眞治 名古屋大学 減災連携研究センター准教授 平山 修久
			16:00 ~ 17:00	防災教育論	三重大学大学院 工学研究科准教授 川口 淳

金)：名古屋大学 減災館 → 9月7日(金)：名古屋大学 減災館
 金)：名古屋大学 減災館 → 11月16日(金)：名古屋大学 減災館
 (BCP 未策定企業向け)

愛知県の中小企業の BCPについて	愛知県 産業労働部 中小企業企画課主幹	春田 繁伸	9:30 ~ 17:00	事例報告	株式会社マルフ代表取締役社長 鳥原 久資 榊原工業株式会社代表取締役 榊原 勝
BCP概論 & BCP策定演習	一般社団法人 日本損害保険協会中部支部 SOMPOリスクマネジメント(株) リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部 上級コンサルタント MS&AD インターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第二グループ コンサルタント	川村 丹美 中島 翼		ワークショップ	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授 都築 充雄 名古屋大学 減災連携研究センター 特任准教授 菅沼 淳 名古屋大学 減災連携研究センター 教授 利藤 房男

金)：名古屋大学 減災館 → 7月20日(金)：名古屋大学 減災館
 金)：名古屋大学 減災館 → 12月14日(金)：名古屋大学 減災館

日本の防災行政の変遷	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	西川 智	9:30 ~ 10:30	県警の活動状況	愛知県警 災害対策課課長補佐 落合 健一
防災と対応力の強化(地震)	愛知県 防災局防災危機管理課 課長補佐	上杉 勉	10:40 ~ 11:40	消防活動について	前期 名古屋市 消防局消防部 消防課主任 市村 孝也 後期 豊川市消防本部 消防司令補 堀内 宏文
防災と対応力の強化(風水害)	愛知県建設部河川課課長補佐	西村 薫	13:00 ~ 14:10	減災まちづくりの展開	名古屋都市センター 調査課研究主査 吉岡 美保
自治体における危機管理	愛知県 防災局防災危機管理課 課長補佐	伊藤 敏明	14:20 ~ 14:50	行政における協働	前期 名古屋市 市民活動 推進センター所長 新美 君栄 後期 愛西市市民協働部 防災安全課主任 生田 一
災害救助法	愛知県 防災局災害対策課主任	井上 知美	15:00 ~ 17:00	クロスロードゲーム	防災ボラネット守山代表 鷲見 修
避難所運営ゲーム	愛知県 防災局災害対策課 主任主査	稲石 和豊			

5日(土)：名古屋大学 減災館 80名
 11日(土)：名古屋大学環境総合館レクチャーホール 80名

0:30	地域防災力の向上	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 常務理事	浦野 愛
1:40	災害時要援護者論	愛知県 健康福祉部地域福祉課	
2:50	避難所運営	名古屋大学 減災連携研究センター 特任准教授	荒木 裕子
4:40	先進事例紹介 (自主防災組織等)	梅森台防災隊(日進市) 宮路町内自主防災会(半田市) 高浜の防災を考える市民の会(高浜市)	
7:00	ワークショップ 「地域防災力 を高めるための アイデア出し」	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 常務理事 名古屋みどり災害ボランティア ネットワーク代表 防災のための愛知県ボランティア連絡会 なごや災害ボランティア連絡会	浦野 愛 岡田 雅美

地域防災コース	
前期	9月1日(土) 50名：名古屋大学環境総合館レクチャーホール
後期	12月8日(土) 50名：名古屋大学環境総合館レクチャーホール
9:30 ~ 12:50	災害図上訓練(DIG)演習
13:40 ~ 17:00	自主防災組織の活性化演習
	特定非営利活動法人 あいち防災リーダー育成支援 ネット理事長 太田 貴代子

防災VCoコース		
前期	9月8日(土) 30名：名古屋大学 減災館	
後期	12月15日(土) 30名：名古屋大学 減災館	
9:30 ~ 11:00	災害VC機能と役割	愛知県社会福祉協議会地域福祉部 愛知県社会福祉協議会災害対応支援部会
11:00 ~ 15:30	災害VC設置・ 運営体験	防災のための愛知県ボランティア連絡会 なごや災害ボランティア連絡会
15:30 ~ 17:00	災害VCに必要な つながりを考える	名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター

10月16日(火)	
中部地方整備局 愛知県自治センター 災害情報センター	愛知県庁本庁舎 無線統制室 愛知県庁西庁舎 耐震通信局

歴史地震(本山) 11月3日(土)		
14:00 ~ 17:00	歴史地震(本山)	名古屋大学 減災連携研究センター 教授 武村 雅之

